

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
①地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新	ア 起業支援事業 (注)同一者につき1回のみ申請可 ・福祉・健康・教育等の生活密着型サービス、地域社会に貢献できるコミュニティビジネス等の創業 ・独自性の高い技術・サービスをもとに新商品・サービスの開発等を行う創業	県内に本社(拠点)を設置して創業を行う者。ただし、創業後5年間は県外に本社(拠点)を移転しないこと)	①事務所開設費(事務所の改造・改装に伴う工事費) ②機械器具費(購入費、修繕費) ③事務所運営費(事務所賃借料(共益費除く)、リース料(機械器具費の初期投資対象分)) ※③のみの申請は認めない。	①21年 ③最長3年	①②は1/2以内、 ③は原則1年間。 ただし、毎年度事業効果を検証しつつ、支援の継続が必要と認められる事業者については、最長3年間まで支援。 1～12月目は1/3以内、13～24月目は1/4以内、25～36月目は1/6以内	①②は2/3以内、 ③は原則1年間。ただし、毎年度事業効果を検証しつつ、支援の継続が必要と認められる事業者については、最長3年間まで支援。 1～12月目は1/2以内、13～24月目は2/5以内、25～36月目は1/4以内		①② 上限300万円、 下限50万円 ③(単年) 上限100万円、 下限10万円 ③(最長3年) 上限300万円、 下限30万円	<コミュニティビジネス等の創業> ・地域の資源(労働力、原材料、技術力等)を活用しているか。 ・地域の需要を満たすビジネスであるか。 ・利益の追求に加え、地域課題解決を目指すものか。 <独自性の高い新技術・サービスの創業> ・アイデア・企画に独自性・新規性はあるか。 ・起業家精神は旺盛か。創業の基となる経験、知識、組織的体制、資金計画、内容やスケジュール等は適正で合理性があるか。 ・アイデア・企画に競争力やマーケットニーズがあるか。対象マーケットに成長力はあるか。
	イ 新技術・新商品可能性調査事業 ・中小企業者、大学、県研究機関が保有する優れた新技術を活用した事業化又は商品化の可能性調査事業及びこれに伴う試作事業 ・特許流通アドバイザー等が提供する未利用技術を活用した事業化又は商品化の可能性調査事業及びこれに伴う試作事業 * 同一テーマにつき1回のみ申請可	県内中小企業者、連携体、組合等 まちづくり団体	【新技術・新商品可能性調査事業】 ①事業可能性調査委託費(技術、市場性、採算性等に関する事業可能性調査委託費) ②調査検討会等実施費(謝金、旅費、事務費) ③研究開発委託費(ただし、この委託費を全体の補助交付申請額の1/2以内とする。) ④試作品作成費(ただし、機械装置の購入費は除く) ⑤技術指導受入費 ⑥外注加工費 ⑦試験検査費(試験検査機関による測定、分析、解析、評価等に要する経費、大学等への試験検査委託も含む) *連携体構成員間の取引に生ずる経費は対象外とする	1年間	1/2以内	2/3以内		上限100万円、 下限50万円	・これまでにない技術開発を目指すものか(新規性・開発要素) ・事業を遂行するための技術能力及び研究体制(人的・物的要素を含む)有しているか(技術開発能力) ・調査方法(課題項目数、スケジュール)は適当か(技術開発能力) ・研究成果による事業化も考慮されているか(研究成果の事業化) ・研究開発に対する意欲、バイタリティーは感じられるか(研究開発に対する姿勢)
	ウ 新連携事業創出支援事業 新連携対策補助金の申請に必要な「異分野連携新事業分野開拓計画」の策定事業(策定に伴う市場調査事業を含む) * 同一テーマにつき1回のみ申請可	県内中小企業者、連携体、組合等	【新連携事業創出支援事業】 ①専門コンサルタントの委嘱等により行う異分野連携新事業分野開拓計画策定に関する調査及び指導に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ②異分野連携新事業分野開拓計画の策定に使用するための市場調査委託に要する経費 *連携体構成員間の取引に生ずる経費は対象外とする	1年間	1/2以内			上限100万円、 下限50万円	・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の策定を考慮した申請内容(計画)であるか

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。

※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。

・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業

・飛騨・美濃じまん運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業

※ 岐阜の宝もの: 今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。(「明日の宝もの」を含む。)

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
①地域資源を活用した、地域密着型ビジネスの開業・経営革新	工 経営革新事業 経営革新計画の実施に必要な以下の事業 ・新商品開発・新技術開発・新役務開発事業 ・販路開拓事業 ・人材育成事業 ※経営革新計画 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条に基づく承認を得た計画 (注) 補助事業期間は原則として経営革新計画期間内を限度とし、年度ごとに審査を行う	県内中小企業者、連携体、組合等のうち、経営革新計画の承認を受けたもの	【新商品開発・新技術開発・新役務開発事業】 ①専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の開発研究に要する経費(謝金、旅費、研究開発事業費、事務費、委託費) イ 新商品・新技術の商品化、又は新役務のための開発設計費 ロ 新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究費 ②専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の企業化に要する経費(謝金、旅費、研究開発事業費、事務費、委託費) イ 新商品・新技術の商品化のための試作、改良費 ロ 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善経費 ハ 商品化された新商品・新技術・新役務の求評に要する経費 【販路開拓事業】 ③展示会の開催又は見本市への出展に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ④販路開拓指導等に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) イ 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導に要する経費 ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業に要する経費 ハ 品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む)のための経費 【人材育成事業】 ⑤経営、技術に関する研修等であって、構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とする研修会の開催又は参加に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ※各事業において、連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする	最長5年	1/2以内	2/3以内	5年間で 上限1,500万円、 下限250万円 1年間で300万円	・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条に基づき、岐阜県知事から経営革新計画の承認を得ており、その経営革新計画に基づく事業であること。ただし、承認が助成金採択を保証するものではない。	

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。
 ※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。
 ※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。
 ・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業
 ・飛騨・美濃・まんのぼり運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業
 ※ 岐阜の宝もの: 今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。(「明日の宝もの」を含む。)

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
②商店街活性化	ア 空き店舗等活用事業 商店街等の空き店舗を活用して実施される事業 公益機能創出支援事業(以下「公益機能分」という。)を含む。 公益機能分とは、子育て支援施設や高齢者向け休憩所等公益的な事業を行うものをいう。 助成対象区域は、次のいずれかを満たし、支援が必要であることを市町村が認める商店街等の区域であること。 ①都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが有効かつ適切であると認められる中心市街地 ②小売商業者が集積し、かつ都市機能の集積が図られている商店街等 空き店舗とは、店舗、事務所その他の事業活動の施設として使用し得る状態で原則として6ヶ月以上事業の用に供していない物件をいい、空き店舗情報を、県、市町村、商工会議所、商工会、商店街のホームページ等を活用して、空き店舗の所在地、入居を希望する業種、店舗賃借料等の情報を掲示して入居事業者を募集しているものとする。	中小企業者、組合等、商工会、商工会議所、まちづくり会社、中心市街地整備機構、NPO、まちづくり団体	・店舗賃借料・店舗改修費	原則1年 最長3年	①店舗賃借料 1～12月目は補助対象経費の1/3以内、13～24月目は1/4以内、25～36月目は1/6以内 *公益機能分は、1～12月目は補助対象経費の4.5/10以内、13～24月目は1/3以内、25～36月目は1/4以内 ②店舗改修費 補助対象経費の1/4以内 *公益的機能分は、補助対象経費の4.5/10以内	①店舗賃借料 1～12月目は補助対象経費の1/2以内、13～24月目は2/5以内、25～36月目は1/4以内 *公益機能分は、1～12月目は補助対象経費の3/5以内、13～24月目は1/2以内、25～36月目は2/5以内 ②店舗改修費 補助対象経費の2/5以内 *公益的機能分は、補助対象経費の3/5以内	店舗賃借料 上限100万円、 下限10万円 公益機能分の上 限は300万円、下 限50万円 店舗改修費 上限300万円、 下限10万円 *公益機能分は 下限50万円	<新規事業分> ・事業開始時から4年間の事業計画(収支計画、資金調達計画を含む)は適正であると認められるか。 ・事業内容は商店街等のにぎわい創出効果があると認められるか。 ・店舗改修費が含まれる場合には、不当に高い項目がないか。 <継続事業分> ・過去の事業実績から判断して、補助を継続すべきであると認められるか。 ・事業開始時から4年間の事業実績(収支決算を含む)又は事業計画(収支計画、資金調達計画を含む)は適正であると認められるか。	
③地域のブランド創出・ものづくり支援	ア 新商品開発事業 新たな地場産品・高付加価値化商品の開発事業及び新商品開発に必要な人材の育成事業	県内中小企業者、連携体、組合等、まちづくり団体	①開発しようとする新商品又は新技術に対する需要調査、技術習得情報入手経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ②新商品・新技術の研究開発費(デザイン開発経費を含む、謝金、旅費、研究開発事業費、事務費、委託費) ③開発した新商品の求評会又は新技術の公開講習会等の開催等経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ④新商品開発に必要な技術の習得等、人材育成のために行う研修会等の開催又は参加経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする。	最長2年	1/2以内 ただし、以下の事業については2/3以内 ・岐阜県ブランド戦略推進チームの派遣決定を受けた団体が実施する事業又は派遣対象となったブランド(商品・サービス)を活用した事業 ・異業種交流(日本標準産業分類中分類が異なるもの)による新たな事業分野の開拓を図る事業	2/3以内	2/3以内	2年間で 上限600万円、 下限100万円 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 2年間で 上限1,000万円、 下限200万円	・事業内容に新規性、独創性(テーマ性)、先取性があるか。 ・事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており企業化(事業化)の見通しがあるか。

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。

※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

※ 岐阜県ブランド戦略推進チーム:ブランド構築に取り組む事業者等の申請に基づき現場に向いて支援活動を実施するために構成される県職員ของทีม

※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。

・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業

・飛騨・美濃じまん運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業

※ 岐阜の宝もの:今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。(「明日の宝もの」を含む。)

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
③地域のブランド創出・ものづくり支援	イ 販売力強化事業 販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業	県内中小企業者、連携体、組合等、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体	①専門家の委嘱等により行う販売力強化のための調査、指導、計画立案等に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ②販売力強化に必要な知識、技術等を習得するための講座、研修会、講演会等の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ③インターネット等ITを活用して販売力を強化するために要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ④広告宣伝に要する経費(事務費、委託費) ⑤資料(チラシ、パンフレット等)の作成及び発送に要する経費(事務費、委託費) ※ただし、①②のいずれかの経費を含むこと ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする	1年	1/2以内 ただし、以下の事業については2/3以内 ・岐阜県ブランド戦略推進チームの派遣決定を受けた団体が実施する事業又は派遣対象となったブランド(商品・サービス)を活用した事業 ・異業種交流(日本標準産業分類中分類が異なるもの)による新たな事業分野の開拓を図る事業	2/3以内	2/3以内	1年間で 上限300万円、 下限50万円 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 上限500万円、 下限100万円	・課題を明確に把握していること。また、その課題を解決し得る事業であること。 ・事業の市場性があること。 ・事業者にとって新しい取り組みであること。 ・事業者の販売力強化及び販路開拓が見込まれること。
	ウ ブランド構築事業 ・地域団体商標制度を活用したブランド展開に取り組む事業 ・中小企業者等が作成したブランド確立計画(2~5年程度の計画)に基づく事業 ブランド確立計画: ブランド確立のため総合的に展開される新商品開発事業、人材育成事業、販路開拓事業等 (注)補助事業期間は原則としてブランド確立計画期間内を限度とし、年度ごとに審査を行う	県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体 ※実行委員会は市町村が参画するものに限る	①地域団体商標制度を活用したブランド展開のためのセミナー及び勉強会開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ②有識者等外部アドバイザー・専門コンサルタントの委嘱等により行う地域団体商標制度を活用したブランドの確立、ブランド展開計画等の策定に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ③地域団体商標の出願及び登録に要する経費(登録の可能性のあるものに限る)(旅費、事務費) ④外国への商標の出願及び登録に要する経費(地域団体商標の出願を行った商標又は行う商標に限る)(事務費) ⑤地域団体商標登録後の取り組みを進めるために開催する情報交換会及び勉強会の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ⑥ブランド確立計画の実施に必要な市場動向調査に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ⑦ブランド確立計画の実施に必要な新商品開発(オリジナル性の高いブランド商品開発又は産地間連携による新商品開発のための技術習得情報の入手経費を含む)に要する経費(謝金、旅費、研究開発事業費、事務費、委託費) ⑧ブランド確立計画の実施に必要な人材の育成に要する経費(県外の研修会への参加、補助事業者・間接補助事業者が自ら行う技術習得等研修会開催経費)(謝金、旅費、事務費、委託費) ⑨ブランド確立計画の実施に必要な販路開拓に要する経費(展示会開催、見本市への出展、IT活用により販売力強化を行うシステム開発費)(謝金、旅費、事務費、委託費) ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする	最長5年	1/2以内 ただし、以下の事業については2/3以内 ・岐阜県ブランド戦略推進チームの派遣決定を受けた団体が実施する事業又は派遣対象となったブランド(商品・サービス)を活用した事業 ・異業種交流(日本標準産業分類中分類が異なるもの)による新たな事業分野の開拓を図る事業	2/3以内	2/3以内	5年間で 上限1,500万円、 下限250万円 1年間で300万円 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 5年間で 上限2,500万円、 下限500万円 1年間で500万円	<共通> ・事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており企業化(事業化)の見通しがあること。 <地域団体商標制度を利用したブランド展開に取り組む事業の場合> ・産地の活性化に寄与する事業であること。 <ブランド確立計画に基づく事業の場合> ・計画は、ブランド確立の達成の見込みのあるものとなっていること。 ・事業内容に新規性、独創性(テーマ性)、先取性があること。

※ 助成対象経費について、助成先の役員にかかる人件費は助成対象外。

※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

※ 岐阜県ブランド戦略推進チーム:ブランド構築に取り組む事業者等の申請に基づき現場に向いて支援活動を実施するために構成される県職員のチーム

※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。

・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業

・飛騨・美濃・まんの運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業

※ 岐阜の宝もの:今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。(「明日の宝もの」を含む。)

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
③地域のブランド創出・ものづくり支援	エ 地域ブランドづくりスタートアップ支援事業 地域資源を活用したものづくりのスタートアップ段階(構想段階)で実施される事業	県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体 ※実行委員会は市町村が参画するものに限る	①新たな事業の立ち上げに向けた学習会・勉強会の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費) ②専門知識・技術の習得を目的とした外部の研修会等への参加に要する経費(旅費、事務費) ③先進事例の調査に要する経費(旅費、事務費) ④専門家や有識者への相談・取材に要する経費(謝金、旅費) ⑤住民アンケート及び社会実験に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ⑥サンプル・資料及び書籍の購入に要する経費(事務費) ※①～⑥のうち複数の対象経費を含む事業であること ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする	最長3年	1/2以内 ただし、以下の事業については2/3以内 ・岐阜県ブランド戦略推進チームの派遣決定を受けた団体が実施する事業又は派遣対象となったブランド(商品・サービス)を活用した事業 ・異業種交流(日本標準産業分類中分類が異なるもの)による新たな事業分野の開拓を図る事業	2/3以内	2/3以内	3年間で 上限900万円、 下限75万円 1年間で300万円 ※ただし、下限については、単年度 下限25万円の要件の外、計画期間全体で50万円を下回らないこと 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 3年間で 上限1,500万円、 下限75万円 1年間で500万円 ※ただし、下限については、単年度 下限25万円の要件の外、計画期間全体で50万円を下回らないこと	・地域固有の資源を活用するものであること。 ・本制度による助成後、引き続き「ウ ブランド構築事業」の申請を見込むものであること。
オ 地域ブランド向上型地域活動支援事業	地域資源を活用した商品・サービスと地域のイメージを相互に高め、それらの結びつきを強めることに資する事業	県内中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体 ※実行委員会は市町村が参画するものに限る	①地域内の事業者等が連携して観光施設等において地元食材・地場産業製品等を活用したPRを実施するために要する経費(旅費、事務費、委託費) ②ご当地検定の実施に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ③地場産業等の産地内又は産地間の事業者の連携による産業観光を目的としたツアーの計画・実施に要する経費(旅費、事務費、委託費) ④新たなブランドとして創出を目指す商品・サービスと地域情報が一体となった情報発信媒体の作成・リニューアルに要する経費(事務費、委託費) ⑤新たな地域ブランド(商品・サービス)の創出に向けたコンテスト・コンペ等の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費) ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする	最長3年	2/3以内	4/5以内	2/3以内	3年間で 上限900万円、 下限150万円 1年間で300万円 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 3年間で 上限1,500万円、 下限300万円 1年間で500万円	・地域固有の資源を活用するものであること。 ・事業内容に獨創性(テーマ性)があること。

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。

※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

※ 岐阜県ブランド戦略推進チーム:ブランド構築に取り組み事業者等の申請に基づき現場に向いて支援活動を実施するために構成される県職員のチーム

※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。

・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業

・飛騨・美濃じまん運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業

※ 岐阜の宝もの:今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。「明日の宝もの」を含む。

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率			助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
					通常	まちづくり	岐阜の宝もの		
③地域のブランド創出・ものづくり支援	カ 飛騨美濃じまん育成支援事業 ①飛騨美濃じまを育成する継続的かつ戦略的な事業 ②①の事業にかかる事業化計画策定のための事業 ③飛騨美濃じまんのあらたな掘り起こしや再評価に基づいて創出又は再構築されるイベントなどのソフト事業であって、地域の新たなシンボルとして当該地域及び岐阜県のイメージアップに繋がるもの	①② 観光、経済関係団体、まちづくり団体、民間企業、組合、NPO等 ③ 観光、経済関係団体、まちづくり団体、民間企業、組合、NPO等市町村及び観光、経済関係団体、民間企業等で組織する団体	・総務費(企画設計委託費、旅費、会議費、通信運搬費、保険料、著作権使用料、消耗品費、借上料(事務・会議に関するものに限る)) ・会場費(会場設営費、借上料(事務局費によるものを除く)、会場撤去費) ・展示演出費(展示設営費、パネル等作成費、ブース設営費、会場演出委託費) ・行催事費(出演料、来賓・講師謝礼、出演者・来賓・講師旅費) ・広報宣伝費(広告掲載費、印刷費) ・会場運営費(運営(案内、警備、舞台運営等)に係る人件費、運営委託費、消耗品費) ・標識制作費(翻訳料、標識制作費、制作委託料、設置工事費) ・備品購入費(事務用器具費、機械器具費) ・施設整備費 ※施設整備費については、公共物は除く。 ※備品購入費及び施設整備費は①のみの事業が対象。ただし施設整備費のみの事業は対象外。	最長3年	2/3以内 施設整備費にかかる部分は1/3以内	4/5以内 施設整備費にかかる部分は1/2以内	2/3以内 施設整備費にかかる部分は1/3以内	①③ 3年間で 上限1,500万円、 下限300万円 1年間で 上限500万円、 下限100万円 ② 3年間で 上限300万円、 下限 なし 1年間で 上限100万円 【助成率欄の「岐阜の宝もの」に該当する事業】 ①③ 3年間で 上限3,000万円、 下限300万円 1年間で 上限1,000万円、 下限100万円	・地域資源の活用により、新規性及び継続性があり、中長期的ビジョンに立った観光振興事業であること ・法人格を有しない団体等は、会計規則等の整備が要件 ・事業主体に市町村が含まれない場合、事業実施エリアの市町村長から意見書
④まちづくり計画策定支援	まちづくり計画策定事業	まちづくり団体、商工団体、NPO、中小企業者、組合、任意団体	○まちづくり計画策定経費 ア 勉強会、ワークショップ等の開催に要する経費 イ 住民アンケートの実施に要する経費 ウ 先進地の事例調査、研修に要する経費 エ まちづくり計画の印刷に要する経費 オ 計画図面の作成に要する経費 (講師謝金、旅費、消耗品費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費(電話料金を除く。)、広告料、使用料及び賃借料、委託費) ○トライアル経費 ア 社会実験、試験イベントに要する経費 イ アクションプラン等実行計画の策定に要する経費 ウ 広告宣伝に要する経費 (講師謝金、旅費、消耗品費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費(電話料金を除く。)、広告料、保険料、使用料及び賃借料、委託費)	2年	/	10/10以内	/	2年間で 上限300万円	・一市町村の区域内において、事業者が、地域住民及び市町村と連携・協力してまちづくりを進める仕組み(協議会など)が構築されており、その仕組みの中で策定される「まちづくり計画」等であること。

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。
 ※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。
 ※ 「事業名」欄の①から③に掲げる事業の助成率は「通常」欄に記載した率とする。ただし、次のいずれにも該当する事業の助成率は「まちづくり」欄に記載した率とする。
 ・④のまちづくり計画策定事業等を活用して策定した「まちづくり計画」に位置づけられた事業
 ・飛騨・美濃じまん運動推進本部(平成21年6月17日岐阜県設置)が認めた「まちづくり計画」に位置づけられた事業
 ※ 岐阜の宝もの: 今後の観光振興につながる地域資源として県民から応募のあった中から選定された「じまんの原石」の、さらにその中から、全国に通用する可能性を有するものとして岐阜の宝もの認定委員会が認定するもの。(「明日の宝もの」を含む。)